消費税専用定期積金（スーパー積金）商品説明書

商　品　名	消費税専用定期積金（スーパー積金）
販売対象	・法人および個人事業主の方（１契約とさせていただきます。）
期　　間	・６ヵ月以上１年以内で満期日は消費税納付時期とします。
預　　入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・当座預金または普通預金からの自動振替とします。 ・１０,０００円以上（１回掛け込み額） ・１,０００円単位。給付契約額を最終回掛金により調整する扱いはできません。
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利　　息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・固定金利（契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。） ・給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・給付補填金は付利単位を１円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税　　金	・平成 25 年 1 月 1 日からお受け取りになる給付補填金（お利息）には「復興特別所得税」が追加課税されますので 20.315%（所得税 15.315%　住民税 5%）の税金がかかります。 ※（なお、マル優はご利用いただけません。） ・法人の給付補填金（お利息）は総合課税となります。
手　数　料	・なし
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回掛込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	**・苦情処理措置** 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（９時～１７時、電話：0120－160－455）にお申し出ください。 **・紛争解決措置** ・滋賀弁護士会（電話：077－522－3238） ・東京弁護士会（電話：03－3581－0031） ・第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588） ・第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	・掛け込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・個人の方でも「総合口座」の担保とすることができません。 ・満期後は、当座預金、普通預金または納税準備預金へ入金いただき消費税納入にご利用いただきます。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して１,０００万円までとその利息が保護されます。

（令和６年 11 月１日現在）